茅ヶ崎ゴルフ場運営事業者募集要項(第2版)に関する質問と回答

整理番号	資料名	該当 ページ	項目名	質問内容	回答
1	事業者	P 1	「3 事業スキーム」の	契約書(案)の内容や文言については、締結	(後日回答)
	募集		「ウ」	までの期間において協議の上で修正される可	
	要項			能性はありますか。	
2	事業者	P 1	「3 事業スキーム」の	ゴルフコースはそのまま運営しつつ、コー	ゴルフ場の運営に支障のない範囲で可能です。
	募集		「才」	ス内の遊休地 (例えば旧ナセリ) を多目的に利	なお、募集要項に記載の「ゴルフ場のコース」とは、
	要項			活用することは可能ですか。	フェアウェイではなく、クラブハウスより東側を意味し
					ており、ご質問の箇所については転貸を認めません。
3	事業者	P 5	「(2) 応募図書の作成	所定の書式のみとなりますか。別添の資料	提案趣旨書は、所定の様式(様式7)を使用し、必要
	募集		等に関する留意事項及	をつけることは可能ですか。	に応じて資料を添付してください。
	要項		び制限事項」の「ア 提		土地及び建物利用計画も同様です。
			案趣旨書」の「留意事項」		
4	事業者	P 7	「(2) 応募図書の作成	「なお、樹林帯の面積(約 17,000 ㎡)は、	(後日回答)
	募集		等に関する留意事項及	事業者選定後に行われる樹林帯でない部分の	
	要項		び制限事項」の「工借受	飛砂防備保安林の指定解除の結果によって、	
			賃料提案書」の「留意事 項」	増減する可能性があります。」とある部分につ	
			快」	いて、当該なお書きの前文で「賃料発生しな	
				い」とあるので、仮に指定解除の結果により樹	
				林帯の面積増減があっても賃料は引き続き発	
				生しない、と解してよいでしょうか。	
5	事業者	P 10	「10 その他留意事項」	「現況のまま貸し付け」とありますが、地権	現在すでに営業上支障がある故障等の不具合があれ
	募集			者さま側で修繕・維持管理を行う部分につい	ば、県・茅ヶ崎協同株式会社で確認のうえ、必要な修繕
	要項			て、現況で既に故障等の不具合が明らかに確	等を行います。
				認できる場合は、どのような扱いになります	

				カゝ。	
6	事業者	P11	「10 その他留意事項」	終了時の「原状回復」は、どこまでになりま	基本的には、バンカーやカート道路等の既存の設備に
	募集			すか。例えば、修理や交換した設備についての	対する補修については原状回復を求めませんが、バンカ
	要項			扱い、バンカーやカート道路等の補修・増設・	ーやカート道路、場外飛球防止設備などの新設や増設に
				撤去、場外飛球や打球事故防止のための設備	ついては原状回復を求めます。
				の増設、既存の建物の部分的なリノベーショ	
				ンなどは、どのような扱いとなりますか。	
7	事業者	P11	「10 その他留意事項」	「台風等自然災害に係る工作物等の多額の	500 万円程度を想定していますが、具体的には状況に
	募集			修繕費」とある部分について、「多額の」との	応じて事業者と協議しますので、基準値を示す予定はあ
	要項			記載がありますが、「多額」がどの程度の金額	りません。
				を指すのかなど、契約書などで基準値など示	
				される予定でしょうか。	